

活水女子大学で

労働法制等の講義を実施しました

長崎労働局では、これから就職する大学生を対象に、労働関係法令、労働局の施策等の周知と啓発を図ることで、就職前、就職後に役立てていただくための講義を、平成24年度から実施しています。

令和元年12月18日(水)、活水女子大学において80名の学生(主に3年生)を対象に、長崎労働局長が講義を実施しました。

講義では、就職前、就職後、退職時に必要な労働法の知識として、「労働契約」を初めとした労働法制等について説明するとともに、「学生に対する労働局の就職支援」、「労働に関する相談窓口」等についても情報提供を行いました。

講義後のアンケート(全受講生から回答あり)では、約98%から参考になったと回答がありました。

また、興味を持った講義の内容は、多い順に「有給休暇」について17.6%、「給料」について14.7%、「残業」について14.3%、「就業規則」について10.2%、「採用内定」9.8%でした。

なお、もう少し説明して欲しかった内容として、賃金・労働時間(「給料」、「残業」)、労働保険(「各種保険」)。等のご要望がありました。今後の講義内容の参考とさせていただきます。



《講義の風景》

《受講生の感想》

- ★就職活動が本格化してくるこの時期に労働法のことを詳しく聞けて良かったです。
- ★クイズ形式の講義なので法令のことが良く理解出来ました。沢山の資料は就職後も読み直して活用したいと思います。
- ★プラチナくるみを取れた県内企業のことに関心があります。
- ★とても分かり易い講義でした。労働保険について更に学ぼうと思います。